

国保連審査情報トピック

旧:とっとり国保連 Times

2025 年
9 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

H P:https://www.kokuho-tottori.or.jp



@torikokuhoren

X(旧 Twitter)用
QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

支払日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2025 年 8 月	10 月 6 日(月)	10 月 20 日(月)	10 月 30 日(木)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2025 年 9 月	11 月 5 日(水)	11 月 20 日(木)	11 月 27 日(木)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2025 年 9 月	10 月 8 日(水)	10 月 20 日(月)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2025 年 10 月	11 月 7 日(金)	11 月 20 日(木)	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

振込額データ公開日程

以下帳票種別①～⑨について、オンライン請求システムよりダウンロードが可能となっています。
下表のとおりデータを公開しますので、ぜひダウンロード機能をご活用ください。

帳票種別	①支払額決定通知書(国保/後期)	⑥後期高齢者過誤調整結果通知書
	②支払額決定通知書内訳書(国保/後期)	⑦公費負担医療過誤調整結果通知書(国保・後期)
	③増減点返戻通知書(国保/後期)	⑧資格確認結果連絡書(原審査)
	④過誤・再審査結果通知書(国保/後期)	⑨資格確認結果連絡書(再審査)
	⑤国民健康保険過誤調整結果通知書	

帳票種別	2025 年					2026 年	
	8 月 請求分	9 月 請求分	10 月 請求分	11 月 請求分	12 月 請求分	1 月 請求分	2 月 請求分
①	9/17 (水)	10/15 (水)	11/14 (金)	12/16 (火)	1/14 (水)	2/14 (土)	3/14 (土)
②							
③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	9/5 (金)	10/5 (日)	11/5 (水)	12/5 (金)	1/5 (月)	2/5 (木)	3/5 (木)

※データのダウンロード期限は公開から 3 ヶ月までとなります。期限後はダウンロードが一切できなくなりますのでご注意ください。

国保連からのお知らせ①

★後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

令和 4 年 10 月より後期高齢者医療制度において窓口負担が 2 割へ変更となった方は外来療養の 1 ヶ月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるようにする配慮措置が適用されておりましたが、令和 7 年 9 月をもってこの配慮措置が終了します。

令和 7 年 9 月診療分以降のレセプトについては配慮措置の計算を適用せず、負担割合に応じた計算での請求をお願いいたします。

審査委員会からの連絡事項

【調剤報酬】外来服薬支援料 2 の算定について

① 同一服用時点の薬剤を一包化する場合

同一銘柄の同一薬剤で規格のみ異なる薬剤が同時に調剤された場合は 1 種類として取り扱います。以下「算定例」のような場合、薬剤は 2 種類のため外来服薬支援料 2 の算定条件(=1 剤であっても 3 種類以上の内服用固形剤が処方されているとき)に当てはまらず算定不可となりますので、請求の際はご注意ください。

算定例

1 日 1 回朝食後服用

アジルバ錠 10mg 1 錠

アジルバ錠 20mg 1 錠

アムロジピン錠 5mg「明治」1 錠

1 種類の取扱い

薬剤は合計 2 種類 ⇒ 外来服薬支援料 2 の算定不可

②服用時点毎に一包化する場合

外来服薬支援料 2 は服用時点毎に一包化を行った場合に算定可能であり、異なる服用時点同士では算定できませんのでご注意ください。

算定できる場合

処方①・・・1 日 1 回朝食後

処方②・・・1 日 3 回毎食後



同一服用時点(朝食後)があるため外来服薬支援料 2 の算定可

算定できない場合

処方①・・・1 日 1 回朝食後

処方②・・・1 日 1 回就寝前



朝食後と就寝前で服用時点が異なるため外来服薬支援料 2 の算定不可

【調剤報酬】特定薬剤管理指導加算3口の算定について

特定薬剤管理指導加算3口は、「先発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合」又は「医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合」に算定することとなっております。

請求の際は、対象となる医薬品が処方されていること、また、請求医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名の記載が必要となりますので、ご確認をお願いいたします。